

(仮称)津市行政の公正公平の確保に関する条例(案)に係る意見募集の結果

No.	項目等	意見の概要	意見に対する考え方
1	条例案第1条	「本市の健全な発展に資することを目的とする。」との表記は、今まで津市は健全な発展に努めてこなかったとも受け取ることができる。市行政を信頼し、運営・活動をしてきた自治会は一体何だったのかと考えさせられる表記であり、このような記載は必要なのか。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は表記の修正を検討します。 【理由】 これまでしてこなかったという意味ではなく、本条例の制定にあたり、改めて健全な発展に資することを表しています。
2	条例案第1条	「この条例は、市の行政が特定の者によってねじ曲げられることなく憲法第25条の規定によって全体の奉仕者であり一部の奉仕者ではない、公務員が公平公正に勇気を持って実施することを目的とする。」と変更すること。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は表記の修正を検討します。 【理由】 憲法第25条は日本国民の生存権についての規定であるので、本条例の制定目的とは異なります。また、「勇気」という表現は職員の気持ちを示すものであることから、法令文書における用語として適当ではないと考えますし、職員の姿勢については条例案第2条及び第3条で明記しております。
3	条例案第1条	相生町元自治会長の不当要求行為による被害は、津市職員の丸刈り・土下座に象徴される人権侵害と4件の詐欺被害と1件の民事訴訟に象徴される多額の公金の不正支出であったのだから、目的条項は次のようにしなければならないと考える。 第1条 この条例は、市行政が透明性の高い公正公平な市政運営を確保するために必要な事項を定めることにより、特定の人物や特定の団体による不当要求行為によって、津市職員の土下座・丸刈りなどの人権侵害がおきることを防止するとともに、不当要求行為によって公金が不正に流出することを防止し、もって、本市の健全な発展に資することを目的とする。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は表記の修正を検討します。 【理由】 本条例を制定する目的は、不当要求行為に対する防止策も含まれておりますが、他にも職員倫理の確立などもあります。そのため、例示の案のように具体の例を特筆して規定すると、条例の制定目的が自治会問題のみを指しているように、誤解を招くおそれがあります。なお、職員の禁止事項等は施行規則で具体的に定め、利害関係者等との接触において、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないことを規定し、外部からの不当な要求などに対応します。
4	条例案第1条、第2条及び第9条	市行政が「社会通念に沿って」透明性の高い公正公平な市政運営を…とするべきである。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は表記の修正を検討します。 【理由】 条例案第3条第2項において、市行政を執行する職員に社会規範の遵守を責務として課していますので、内容が重複することから原案を基本とし、その他の必要な修正をします。

5	条例案第2条	「社会常識」の規定については、執行部側による恣意的な取扱いが懸念されるため、具体例を示し、「恣意的取扱いの防止策」を明示して欲しい。	修正を検討します。 【理由】 不当要求行為の定義は条例において規定し、また、特定の部署に属せず中立の立場である内部統制室が主務することで恣意的な取扱いを防止します。
6	条例案第2条	「特定の人物」、「すべての市民と平等に」とあるが、右翼団体や反社会的勢力、特殊な宗教団体などの場合も平等に接することは可能か。	ご意見にある特定の団体等の構成員であっても、住民票の写しを取得したいなどといった通常の市民サービスを求められた場合は、他の市民の方と同様に対応させていただくことになります。
7	条例案第2条	透明性の高い公正公平な市政とは具体的には何か。	今回の特定の自治会問題では、内部で解決しようとし、一部の職員で抱え込み、適切な対応ができていませんでした。その反省を踏まえ、今後は寄せられた要望等を記録・報告・共有・公表するなどの取り組みをすることで、市民に対し説明責任を果たし、平等な市政運営を目指します。
8	条例案第2条	不当要求行為の具体的な内容を列記することはできないか。	修正を検討します。 【理由】 不当要求行為の定義は条例で規定することを検討します。
9	条例案第2条	以下のように追加等すべきである。 …すべての市民「と全ての情報」に対して平等に接し、特定の人物の「言動を」特別扱いするなどの取扱いをせず… なお、直接面談の場合も、ネット上での要求もあり得るので、2通りのケースを念頭に置くべきである。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 「情報」は、接するものではなく直接的に行政行為を変えるものではないことと、「言動」は取り扱うものではないことから、原案を基本とし、その他の必要な修正をします。
10	条例案第2条	法律や事務規定などを知らない職員にまともな教育・研修を実施し、勇気を持って対応できるようにするべきで、勇気がないのはダメだと明記するべきだ。 また、不当要求行為と社会常識について規定するべきだ。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 「勇気」という表現は法令文書における用語としては適当ではないと考えます。また、「不当要求行為」については、定義を規定しますが、「社会常識」の概念は広く、その全てを定義できるものではないことから、定義付けはしませんが、運用上のマニュアルにおいては例示します。

11	条例案第2条、第3条	「～するものとする。」の表現は、柔和な確認的表現で、弱い表記であることから、事案の重要性を鑑みたとき、津市民の理解を得るには、市行政及び職員のより強い義務的意識並びに不作為の義務を課すことを明確に表現した「～しなければならない。」にするべきである。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 この条例は津市が公正公平な市政を確保するための理念や考え方を規定しようとするものです。具体的にどのようなものが公正公平の確保につながるかは施行規則で規定しますので、条例においてはこのような表現が適していると考えます。
12	条例案第3条	津市職員行動規範に基づく実践の根拠となる規定が必要であると考えことから以下のような条文を追加すべきである。 第2項 職員は、市行政の責務について理解し、市民等に対し誠実かつ適確に対応しなければならない。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 市行政を構成する職員がその責務を理解することは当然のことであり、ここではその責務を果たすために必要な心構えを個別に規定しております。
13	条例案第3条	津市職員行動規範に規定すべき事項である。社会規範や法令等を遵守することは当然であって、今、コンプライアンスを確立しようとすることは、これまではコンプライアンス意識が欠如していたとも受け取れるがどうか。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は表記の修正を検討します。 【理由】 「津市自治会問題に関する最終報告書」においても、職員のコンプライアンス上の問題点が指摘されていることから、職員に責務として課すものです。
14	条例案第3条	以下のように追加すべきである。 …「津市及び全体の津市民」の利益を考えて…	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 市民全体の利益を考えることは、津市の利益につながると思いますが、「全体の奉仕者として」という文言を追加することを検討します。
15	条例案第3条	第3条第2項中「社会規範」は、捉え方が人によって様々であるので定義することができない言葉である。そのため、言葉の再検討をするべきであると考え。「公務員としての使命と責任感」にしてはどうか。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は表記の修正を検討します。 【理由】 ご指摘のとおり「社会規範」の概念は広く、その全てを定義できない用語ですが、一般的な社会常識と照らした場合には容易に想像できるものでもあります。そのため、通常、コンプライアンスが意味する社会規範と法令の遵守という表現にしております。

16	条例案第3条	「職員倫理に関し必要な事項は、規則で定める」とあるので、機密情報については守秘義務厳守、機密情報以外については徹底した情報公開による透明性確保、嘘をつかないについて規則で明示して欲しい。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 ご指摘の内容に係る規定については、地方公務員法、津市個人情報保護条例、津市情報公開条例などにおいて定められており、施行規則ではそれ以外の事項を定める予定です。
17	条例案第3条	「市民全体の利益」の主語が曖昧であり、職員の考える身勝手な市民全体の利益が成立する余地が残っているから不完全である。市民全体の利益を考えているのは市民であり、市民全体が納得し得るものであるということを明記することで、暴走が起きないように歯止めをかける文言の挿入が必要ではないかと思うので、次のように修正すべきである。 職員は、高い使命感と倫理観を持ち、市民目線からも納得の得られる市民全体の利益を考えて、公正公平な職務を遂行するものとする。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 職員は、常に市民の方から納得していただき、市民全体の利益になるように職務を遂行しているところです。このことは、高い使命感と倫理観を持って職務を遂行することに含まれております。
18	条例案第3条	この条例案は市民に片務的な内容になっており、市民に不当な不利益が起こる場合を想定した内容になっていない。特定の市民に不当な不利益があってはならないことを公務員のブレーキにする条項が必要だと思うので、次のとおり追加すべきである。 5 職員は、特定の市民に不当な不利益をもたらすことのないよう、配慮する義務を負う。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 全ての市民と平等に接することについては、条例案第2条において規定しております。
19	条例案第3条	職員にはまともな教育をするべきで、無い場合は要求する権利を保障する。このことにより勇気と理論的根拠を持ち、高い使命感と倫理観が涵養される。	今回の特定の自治会問題の事案を踏まえ、本条例等で制度を整えとともに、職員教育を充実させ、職員の能力の向上に取り組めます。
20	条例案第3条	「職員」を「専決権限のある市幹部職員」に代えて規定するべきである。高い使命感及び倫理観を持つ必要があるのは、一般職員ではなく、市幹部職員であり、今回の事件のように不当要求行為による行政の歪みを起こさないようにするためには専決権限のある幹部職員の自覚が特に重要である。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 ご意見のとおり幹部職員については、一般の担当レベルの職員より高い使命感及び倫理観を持つ必要があると思いますが、ここでの「職員」には幹部職員も含まれております。また、あえて一般職員を本規定から除く理由もないと考えます。

21	条例案第3条	今回の事件の原因は市長ら幹部職員が適切な対応を行わなかったことが原因であるから、準用規定ではなく直接適用する規定にすべきである。	修正を検討します。 【理由】 条文の趣旨などから直接適用の方が適切であると考えられるため修正を検討します。
22	条例案第3条(規則委任について)	規則については考え方が記されているのみで、規則案は公表されておらず、条例案の全容がわかりにくいので規則案を公表して欲しい。	今回お示した条例案については、実質的な取扱いを規則で規定としているため、意見募集において規則に関する考え方もお示したところです。
23	条例案第3条	…コンプライアンス意識を確立し、「遵守」するものとする。と表記すべきである。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は表記の修正を検討します。 【理由】 確立した「コンプライアンス意識」は遵守ではなく、保持されるものだと思います。
24	条例案第3条	…教育長「を含む全職員」及び上下水道事業管理者「を含むすべての事業管理者」に準用する。と表記すべきである。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 本条例の規定は、一般職の職員については準用ではなく、直接適用することとしています。
25	条例案第3条	…上下水道事業管理者に「も」…に修正を。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 法令文書においてはこのような表現が一般的となります。
26	条例案第3条、第6条及び第7条	職員の前に「市長、副市長」を入れて、規定を直接的に適用すべきである。	条例案第3条については、修正を検討します。 【理由】 条文の趣旨などから直接適用の方が適切であると考えられるため修正を検討します。

27	条例案第4条	市民に「理解・協力」を求めるだけでなく、執行部側が規程等に違反した場合のペナルティを強化すべきである。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は表記の修正を検討します。 【理由】 施行規則において職員の禁止事項や違反行為に対する懲戒処分などの必要な措置を定めます。
28	条例案第4条	第4条の規定は、今まですべての市民が市行政の責務を理解せず、また市政の遂行に協力していないというような表記に感じる。	多くの市民の方が市政の遂行に協力していただいていることは承知しておりますが、本条例の制定にあたり、改めて市行政への理解と協力をお願いする趣旨です。
29	条例案第4条	「努めるものとする」という表記は、上から目線の表記に感じる。たとえば「努めていただくようお願いする」というような表記にしてはどうか。条例制定に関する考え方に記載してある表記が良いと思う。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は表記の修正を検討します。 【理由】 この条における考え方は、市民の方をお願いをするといった趣旨であることは条例制定の考え方に記載してあるとおりですが、条例案の表記については、一般的な法規文書としての表現になっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。
30	条例案第4条及び第5条	津市職員行動規範があるのだから、不当要求行為が発生した場合はそれに基づいて毅然とした対応をすれば足りるのだからこの規定は不要である。市民をもっと信用すべきである。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 不当要求に対し、毅然とした対応をするためには、津市職員行動規範を遵守することも重要ですが、不当要求行為への対策として条例案第7条を規定しました。なお、条例案第4条及び第5条の規定は、市民の方々に責務を課すといった内容ではなく、透明性の高い公正公平な市政運営のため、ご理解とご協力をお願いする趣旨となっています。
31	条例案第4条 (第5条関係として取扱い)	自治会や市民団体のあり方を条例で決めることは結社の自由や思想・信条の自由の侵害になるため、強制すべきではない。削除するべきだ。	修正を検討します。 【理由】 自治会などの団体に対し、要望等をするにあたっての在り方を強制したり義務を課すといったものではありませんが、誤解を招くような表現もあるため修正を検討します。
32	条例案第5条	公共の利益を増進することが自治会の活動を制限するための口実にしないようにするため、その具体例を明示してもらいたい。	本条の規定は修正し、よりわかりやすい表現を検討します。

33	条例案第5条	特定の自治会問題を過度に意識したものであって、自治会等の行動と言動を統制しようとしている。市民の行動と言動を統制するならば職員の行動と言動も統制するべきである。また、「市行政にかかわる自治会」の表記について、地方自治法の規定上、自治会は独立した団体であることから、同法の規定に反すると考える。 これらのことから、以下のような条文に変更するべきある。 第5条 自治会その他の市民活動団体の関係者は、団体の目的を達成するために要望等を行おうとするときは、市行政の責務について理解し、公正公平な市政の遂行に協力するよう努めるものとする。	修正を検討します。 【理由】 本条例案第5条の規定は、自治会等の団体の言動を統制しようとするものではなく、自治会長などが私的な利益を目的として要望等を行うことのないようお願いと理解を求める趣旨です。また、「市行政にかかわる自治会」の表記については、地方自治法の規定上、自治会が行政と独立した組織であることは認識しているものの、誤解を招く表現であることから修正を検討します。
34	条例案第5条	地方自治法第260条の2第6項に「第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。」と規定してあるが、「市行政にかかわる自治会」という表記は、この規定に反しているのではないか。	修正を検討します。 【理由】 自治会等が行政と独立した組織であることは認識しておりますが、誤解を招く表現ですので修正を検討します。
35	条例案第5条	ほとんどの自治会は従来、市行政の責務について理解し、良識のもと誠実かつ秩序正しい言動に努めているが、今さらこの条文を規定する必要はあるのか。	多くの自治会が本市の市政運営にご理解を示していただいていることは承知しておりますが、本条例の制定にあたり、この機会に改めてお願いし、規定しようとするものです。
36	条例案第5条	「秩序正しい言動」とは具体的に何をどうするかのかを示して欲しい。	本条の規定は修正し、よりわかりやすい表現を検討します。
37	条例案第5条	条文そのものが上から目線な表記と感じ、自治会は津市の下請けであるかのような表記と受け取れるため、もっと自治会を尊重した表記方法があるのではないか。条例制定の考え方の表記方法が良いと思う。	条例案中の表現については、一般的な法規文書として、このような表現になっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。
38	条例案第5条	自治会も市民団体も公共の利益の増進を目的に活動している組織、団体であることから互いを尊重し合うことを基本とし、社会の構成員として尊重し合うことが不可欠であるので次のように修正してはどうか。 「双方利益相反の場合は、行政と自治会その他市民活動団体は双方良識のもと」誠実かつ秩序正しい言動に努め、……	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 要望等を行う際は、市行政の責務にご理解をいただき社会常識に反しない言動で地域の発展等にご協力くださいという趣旨ですので、特に双方が利益相反する場合の事まで詳細に明記する必要はないと考えます。
39	条例案第5条	「良識のもと誠実かつ秩序正しい言動」とあるが、具体的言動の基準が曖昧なので、市民に対しての理解及び協力の文言を少し変えたほうが良いと思う。	本条の規定は修正し、よりわかりやすい表現を検討します。

40	条例案第5条	自治会その他の市民活動団体の関係者が良識のもと誠実かつ秩序正しい言動に努めることだけで問題が解決するか疑問である。この条では様々な市民からの意見を受け止める市職員の意識や資質について書かれていない点気になる。市民に対して要求するのみでなく、行政自らを省みる記述を入れた方が良いと考える。	本条例案第5条は、自治会その他の市民活動団体に対して市政への協力をお願いする趣旨で規定しようとするものですが、本市行政や職員に対する責務については、本条例案第2条及び第3条で規定しています。
41	条例案第5条関係 (第6条関係として 取扱い)	この条例では、口頭による要望のみを対象にしているのか。文書による要望も同じように処理することを明らかにするべきである。 個人の申し出や要望も受け取ることを明らかにし、職員が自治会を通して要望するようにと言うことを禁止して欲しい。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 要望等の取扱いに関する規定は本条例案第6条となりますが、文書による要望等があった場合にも記録することを原則とします。 また、個人からの申し出や要望においてもお受けしておりますが、地域の多くの方へ影響するものについては、意見を集約していただく場合がありますので、自治会として要望されるようお願いすることもあると考えます。
42	条例案第5条関係 (第6条関係として 取扱い)	職員の質に差があるため、要望等を記録した時点で市長まで報告し、または要望への対応が済んだ時点、要望を受けないとした時点で市長に報告するなどの事務処理をするべきである。	要望等の事務処理などについては、別途施行規則等において定めるとしています。現在でも市民の方々からいただいた要望等については、月ごとにまとめて市長に報告しているほか、全庁的に情報を共有しております。
43	条例案第6条	記録した要望等は公開することとし、条例に規定を追加するべきである。	修正を検討します。 【理由】 記録した要望等のうち、公正公平な市政に重大な影響を与えるおそれがあるとして、市長に報告したものについては、その概要を公表する規定を条例で定めることを検討します。また、記録した要望等については、情報公開制度の対象となります。
44	条例案第6条	要望等は、津市民からの津市政に対する要望等であるから、見出しは「(津市民からの要望等への対応)」と明示した方が良い。	検討の結果、原案のとおりとさせていただきます。 【理由】 津市政に対して要望等を行う者が津市民とは限らないためです。
45	条例案第6条関係	個人からの要望と自治会など団体からの要望の対応方法を明確に区分しているのか。個人(市議会議員を含む。)からの要望と自治会など団体からの要望があった場合、どちらを優先するなどの順位付けをしているのか。	寄せられた要望等については、要望者を問わず原則全て記録することを義務付けます。また、要望者によって対応の優先順位を決めることはありません。

46	条例案第6条関係	要望等の対応の際は、三現主義(現場・現状・現実)による確認の励行と、日程の連絡をお願いしたい。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
47	条例案第6条関係	ある特定の市民が、市役所に出向きあるいは電話によって、怒鳴る、職員に無理を強要するなどの苦情に似たものが多いと聞いている。また、市議会議員を使って無理を承知させる事案もあることを聞いている。市議会議員からの要望であっても、断るべきものは断るといった職員の態度が必要である。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
48	条例案第6条関係	議員活動として議員が住民などからの要望を受けて、行政に対し、要望など働きかけを行うことがある。この議員活動は不正・違法な問題となることがあるため、議員からの要望等があった場合に、要望者の氏名、内容、行政の対応を記録して、公に公表するなど基準を定め、対策をするべきではないか。(市議会議員の中には、自分が津市に言えば何でも津市は受け付けると勘違いし、市民に良い顔をしている議員がいること、市民の代表であるという理由で、津市職員を上から目線で言うことを聞かせようとする議員がいることを承知して欲しい。)	ご意見の内容については、本条例において、市議会議員などの公職者等から寄せられた要望等が公正公平な市政に重大な影響を与えるおそれがある場合、その概要を公表することができる規定を定めることを検討しています。また、職員に対して過度な要望等や働きかけがあった場合にも、職員は、毅然と対応しなければならないことを本条例及び施行規則で規定します。
49	条例案第6条	以下のように追加すべきである。 …その内容を受け止め、(縦割り行政の弊害をなくし、関係各部署との緊密な連携を図り、市行政に対する要望や疑問に真摯に対応し、問題解決に最大の努力をしなければならない。)…特定の者を…	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 ご指摘の内容は業務の遂行上、必要であることを理解した上で、現行の条例案としております。
50	条例案第6条	職員は、要望等の内容を記録しなければならないとしているが、条例制定の考え方をみると、一定の公職にある者からの要望等については必ず記録するものの、一般市民からの要望等においては、省略することができるとなっていることから、それぞれ運用で差をつけているのはなぜか。 また、記録した要望等の活用方法や保存期間について記述されていない。	一定の公職にある者からの要望等においては、内容が公正公平な市政に重大な影響を与えるおそれがあることから、運用上全て記録する必要があると考えています。なお、寄せられた要望等やその対応などは全庁的に共有します。また、文書の保存期間については、津市文書管理規程に基づき取扱います。
51	条例案第6条	第6条は内容を一部削除し、次のようにした方が良いと思う。 第6条 職員は、要望等の重要性を十分に理解し、誠実に内容を受け止め、慎重かつ適切に対応しなければならない。	本条文は一部削除し、修正することで検討しています。

52	条例案第6条関係	要望等を記録することは良いが、職員の負担が大きくなるため、音声を録音し、必要に応じて文字起こしてはどうか。	要望等の記録化ができていなかったことが、今回の自治会問題の原因の一つと考えられるため、まずは、その記録化を徹底することから仕組み作りをする必要があると考えます。そのうえで、業務の効率化については今後の検討材料として取り組みます。
53	条例案第6条関係	市議会議員からの要望は忖度してしまうような事案が多いのではないかと思いますので、議員による不当要求がおこらないように条文化することを望む。	市議会議員などの公職者等から寄せられた要望等が公正公平な市政に重大な影響を与えるおそれがある場合、その概要を公表することができる規定を定めることを検討しています。また、市議会議員などの公職者等からの要望等が不当要求行為にあたる場合においても、職員は、毅然と対応しなければならないことを本条例で規定します。
54	条例案第6条	第6条に次の2項を追加することを提案する。 4 職員は、市民の要望を正当な理由なく無視してはならない。 5 職員は、公正公平を偽装する行為をしてはならない。 理由としては、地域住民への説明会の開催を要望していたが、開催されず、その返答もなかったことから第4項の追加を提案する。 また、送られてきた文書の内容が不可解であったことから第5項の追加を提案する。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 本条例案第6条第1項において、「職員は、要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め・・・」と規定しています。このことは、寄せられた要望等に対し、適切な処理をするといった趣旨のものであるため、ご提案の2項については追加する必要がないと考えます。
55	条例案第7条 (第6条関係として 取扱い)	現状、市議会議員などから文書によらない要求が多く部署に寄せられており、それに対し、職員が忖度している組織風土がある。このことが自治会等の公正・自主的な運営・活動を阻害する結果となっている事実などを把握すべきだから、具体的な備えを規則で定めて開示する必要がある。	市議会議員などの公職者等から寄せられた要望等が公正公平な市政に重大な影響を与えるおそれがある場合、その概要を公表することができる規定を定めることを検討しています。また、市議会議員などの公職者等からの要望等が不当要求行為にあたる場合においても、職員は、毅然と対応しなければならないことを本条例で規定します。
56	条例案第7条	不当要求行為等とあるが、具体的にどういったものを指すのかわからない。市民を規制するものであるのだから明確にすべきである。	修正を検討します。 【理由】 不当要求行為の定義は条例で規定することを検討します。
57	条例案第7条	不当要求の内容を記録し、所属長に報告し、組織的に対応することを規則でなく条例で規定するべきである。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 この条例の制定にあたって、条例では基本的な事項を定め、その他の詳細な事項においては施行規則で定めることとして整理しております。ご意見の内容については、不当要求行為を受けた場合における事務取扱いに関することなので、施行規則で定めるべきであると考えます。

58	条例案第7条	条例制定の考え方において、要綱に規定していたものを条例に基づく規則に位置付けるとあるが、要綱の整備や要綱の充実が優先すべき事案ではないか。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 要綱の規定では不当要求行為に対する対応が十分にできていなかったことから、今後は条例や規則に位置付けることで実効性が高まるものと考えます。
59	条例案第7条	「拒否しなければならない」だけでは真剣さが感じられない。対策はルールを作るだけでなく、ルールを守るための施策を明確に発信するべきだと思う。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 不当要求行為に対する具体的な対策等については、施行規則で規定します。
60	条例案第7条	警察等の外部組織を含めたマニュアルなどを作成し、明文化すべきである。 また、職員が個人的な不利益を受けない旨も明記すべきである。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 不当要求行為に対し、組織的にどのような対応をするかの具体策は施行規則において規定します。また、職員向けの不当要求行為対応マニュアルを内部統制室で作成しました。
61	条例案第7条	「不当要求行為等」の用語について、具体的な定義付けをした方が良いと思う。	修正を検討します。 【理由】 不当要求行為の定義は条例で規定することを検討します。
62	条例案第7条	「公正な職務を妨害する行為」の基準がなく、市民の権利を勝手に決められるのは危険であり削除するべきだ。	修正を検討します。 【理由】 不当要求行為の定義は条例で規定することを検討します。
63	条例案第7条	今回の事件には、職員の内部的協力があつたことから、不当要求行為を拒否するだけでは不十分であり、協力してはならないことの文言が必要である。また、具体の行為を含めて次のように規定するべきである。 2 職員は、不当要求行為があつたときは、補助金申請書の代筆、補助金事務の代行、使途報告書の代筆など、不当要求行為者を代行して不当要求行為に協力してはならない。 また、組織的に対応するなどして、これを拒否しなければならない。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 不当要求行為に対する対応として、「拒否」は「協力しない」よりも強い表現であると考えます。また、具体の例を特筆して規定すると、規定した行為以外は不当要求行為と認定して対処することができず、今回の自治会問題と同様の問題が繰り返されるおそれがあります。

64	条例案第8条	公益通報窓口を内部のみに設置するのでは機能が十分に発揮できないと考えることから、弁護士等による公益通報外部窓口を設置するべきではないか。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 公益通報制度については、従前から通報事実に係る客観的な資料などを示した場合は、匿名による通報ができる規定としております。また、できるだけ職員等が相談しやすい環境を考え、全ての部署から独立した内部統制室を設置し、公益通報窓口としております。よって、これらのことから制度への影響は特にないものとして考えています。
65	条例案第8条	公益通報制度を機能させるため、利益相反関係を排除するような規定を置くべきではないか。また、現在の津市の公益通報に関する要綱において、利益相反関係を排除する規定がないのは問題がある。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 ご提案いただいた意見については、現行の「津市職員等の公益通報に関する要綱」第7条第3項において規定しております。さらに、同要綱第3条においては、全ての部署から独立した内部統制室を公益通報窓口として規定しています。 また、本条例及び施行規則においても同様の規定をすることで公益通報制度を機能させていきます。
66	条例案第8条	現行の要綱においても認められている公益通報をする場合の匿名通報については、条例制定後も引続き認めるべきである。	匿名通報については、本条例及び施行規則においても同様に取り扱います。
67	条例案第8条	通報窓口が課長級以上の職員から独立していること、外部通報窓口を法律事務所に置くこと、不正の通報窓口と不満の通報窓口を分けることについて規定するべきである。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 公益通報窓口は、全ての部署から独立した組織である内部統制室が担当します。 また、公益通報制度については、従前から通報事実に係る客観的な資料などを示した場合は、匿名による通報ができる規定としておりますので、制度への影響はないものと考えております。 なお、本制度は、本市の事務事業に関し違法又は不当な事実があると思料したときに通報するためのものであって、不満を通報する制度ではありません。

68	条例案第8条	職員の心配を払拭し、公益通報できる環境を整えるため、どこに通報することができるかということ、通報者の情報を漏らしてはいけないこと及び公益通報したことによっていかなる不利益も受けないことについて条例で規定するべきである。	修正を検討します。 【理由】 公益通報者の保護については、公益通報制度における基本的な事項ですので本条例で規定することを検討します。また、その他の詳細な事項は施行規則で定めます。
69	条例案第8条	公益通報は公益通報者保護法があることから、この条文は不要ではないかと思うがどうか。記載するなら「公益通報者保護法に基づき…」と記載してはどうか。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 本市の公益通報制度(内部通報制度)は、公益通報者保護法を参考に、本市の職員等が公益通報をするための仕組みを別に定めたものです。
70	条例案第8条	第8条における「不当な行為」と「不当要求行為」の違いはあるのか。また、誰が何をもって「不当な行為」と判断するのかの基準が明確ではないため、行政に一方的な判断をされることが懸念される。	本条例案第8条は職員等による公益通報について規定したものです。なお、公益通報とは、職員等が本市の事務事業に関して違法又は不当な行為があると思料したときに通報できる制度ですので、市民の権利を制限するものではありません。
71	条例案第9条関係	津市公正職務推進委員会の委員について、内部委員のみで構成することだが、市役所の内部職員のみでは公正な職務が遂行できるとは思えないので、弁護士などの外部委員を複数名入れるべきある。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 本条例の運用状況については、市民の方からのご意見もいただけるように年1回公表することを検討しています。
72	条例案第9条	「機構的な備え」とあるが具体的にどのようなものかわからないので明確にすべきである。	「機構的な備え」を、よりわかりやすい表現にすることを検討します。
73	条例案第9条関係	行政の対応に不服がある場合に、第三者委員会を設置し、公正公平な判断を仰ぐべきだと思う。そうすることで、市民の要望活動が保障されるのではないか。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
74	条例案第9条	津市が不当要求に対し毅然とした行動ができること、同時に人権問題の解決に向けて毅然とした行動ができるようにするために、「機構的な備え」として職員研修の充実についての記述が必要だと考える。	いただいたご意見は参考にさせていただき、その他の意見を踏まえて、原案は修正を検討します。 【理由】 職員研修については、当然必要なものとして考えており、今回の事件の発覚後においても不当要求行為に対する職員研修を階層別実施し、人権問題に関する研修も従来から実施しております。本条例には、個別の政策まで規定しませんが、今後も職員研修は継続的に実施していきます。

75	考え方3(1)職員倫理ア	一部の例外行為を除くとあるが具体的にどのようなものかわからないので明記すべきである。また、除く理由についても明記すべきである。	市民からの疑惑や不信を招くおそれがないと考えられるものは、例外行為として除くこととし、このことは施行規則で規定することを検討しています。
76	考え方3(3)氏名等の公表	(1)不当要求行為等の行為者に対して文書で警告するとあるが、その警告を行うにあたっての判断基準を示すべきである。 (2)津市公正職務推進委員会は中立的な第三者から意見を聴取する制度を整えて条例で規定すべきである。 (3)氏名等の公表は市民の人権に関する事項であるので条例で規定すべきである。 (4)公表の方法について具体的な内容を明示すべきである。 (5)公表する前に意見を述べる機会を付与するとあるがその具体的な方法について明示すべきである。	(1)不当要求行為の行為者に対して行う警告は、市の裁量の範囲内で行うことが認められているものです。また、不当要求行為は今回問題となった事件のように有形無形のあらゆる方法で行われる場合が想定されるため、事前に判断基準を公開してしまうとその基準を超えないような形で行為を働くなどのケースも考えられること、また、不当要求行為は事案ごとに異なり、柔軟に対応する必要があるといった理由から基準の公開はしないことが適当と考えます。 (2)本委員会の設置にあたっては、地方自治法の規定上、条例において設置することが義務付けられているものではありませんので、施行規則で定めます。なお、施行規則において同委員会は有識者に意見を求めることができる規定をし、必要に応じて中立的な第三者からの意見を求めます。 (3)氏名等の公表は市の裁量の範囲内で行うことが認められているものであるため、その行為に根拠規範は不要であるとされていますが、本条例で規定することも検討します。 (4)公表の方法は、本市のホームページ上で行うことを施行規則で定めます。 (5)意見を述べる機会の付与についての規定は、津市行政手続条例及び津市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定に従い、施行規則で定めます。
77	考え方3(5)津市公正職務推進委員会	公正職務推進委員会のような基本的なことは条例で規定すべきである。	検討の結果、原案のとおりとさせていただきます。 【理由】 本委員会の設置にあたっては、地方自治法の規定上、条例において設置することが義務付けられているものではありませんので、施行規則で定めます。
78	考え方3(5)津市公正職務推進委員会	公正職務推進委員会を設置することは、条例で市民にきちんと知らせるべきである。	検討の結果、原案のとおりとさせていただきます。 【理由】 本委員会の設置にあたっては、地方自治法の規定上、条例において設置することが義務付けられているものではありませんので、施行規則で定めます。
79	考え方3(5)津市公正職務推進委員会	現在の公益通報委員会と、新たに設置する津市公正職務推進委員会をひとつの委員会にまとめるはどうでしょうか。	現行の公益通報委員会は要綱の廃止とともに消滅し、新たに設置する津市公正職務推進委員会において、公益通報に関することを所掌します。

80	考え方3(5)津市公正職務推進委員会	市長直轄の内部統制室を設置したことを有効活用するためにも、内部委員に幹部職員を充てず、副市長と内部統制室の職員をもって充てればよい。	検討の結果、原案のとおりとさせていただきます。 【理由】 副市長、内部統制室長に加え、危機管理に関することや職員服務に関する事務等を所掌している部長級職員を充て、また、市長部局以外の部局の部長級職員も充てることでバランスをとり、様々な視点から議論ができる委員構成を考えています。
81	考え方3(5)津市公正職務推進委員会	これまで津市には、コンプライアンス委員会のようなものは設置されていなかったのか。また、今回の委員会は内部委員で構成されているので、本来の目的が達成できないと思う。 また、委員会には内部統制室が庶務担当として関わっているが、内部統制室が軽く扱われているように思うし、本来は管轄責任部門としての権限と責任を与えるべきである。	不当要求行為があった場合に対策等を講じることを目的とする委員会は従来から設置しており、また、公益通報があった場合に調査等を行うことを目的とする委員会についても設置しています。 委員会が内部委員で構成されている点についても、警察としての知識及び経験のある内部統制室長が副委員長であることから、外部からの視点をもって判断できると考えております。また、必要に応じて外部の有識者に意見を求めることとしてします。 このように、内部統制室が委員会の運営に積極的に関与することで管轄責任部門としての役目を果たしていきます。
82	その他 (1)県都の責任について (2)「市民と職員」双方の不信感について (3)提案者側(執行部側)の認識について (4)事件の原因について (5)執行部側のペナルティ強化について	(1)今回のような事件は他市でもあるが、適切な対応をとっている市もある。他市の手本となるべき県都である津市の状況は恥ずかしい限りである。 (2)「市民の中には対応困難な者がいる」というのが職員の認識だと思われ、一般市民は市の対応を「お役所仕事」と感じている。市民と職員双方の不信感の溝が埋められず、今回の条例制定を提案せざるを得ないことは残念である。 (3)執行部側には第2条と第3条で責務が定められているが、市民側には第4条、第5条、第7条、第8条等が定められており、今回の事件は市民側に大きな責任があると考えているのではないかと取れる。 (4)議員や職員が加担していることに関して、幹部職員が見て見ぬふりをした責任は大きい。 (5)津市職員行動規範などの既存の制度と調整し、実効性のある条例を制定して欲しい。条例内においては、市長らを含む執行部側に厳しい責務を課し、それを破った場合のペナルティを強化すべきである。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

83	その他	(1)条例案からは市当局が真摯に反省しているとは思えないので、提出された意見の考えをしっかりと理解し、条例案に反映して欲しい。 (2)市民が市に要望をすることは民主主義の観点からも制限されるようなことではなく、望ましいことである。 (3)津市の現状は、「強い者には弱く、弱い者には強く」になってしまっているので、この条例が制定されると一般市民への対応がさらになおざりになるのではないかと思う。 (4)条例の内容は実質的な内容を伴うものではなく、宣言条例になっているから抑止効果程度しかなく、大きな意味合いを持つ条例になるとは思えない。 (5)この条例は外部からの注目も高いので、中立的な立場である大学教員等からのアドバイスを受けるなどして内容の充実をしてはどうか。 (6)この条例の成立後は、市長や職員を守るためのものになり、市民などを制限するために運用されるのではと危惧している。 (7)市民や団体に協力を求めているが、権利の制限をするようなものであってはいけない。むしろ団体への支援を強化して欲しい。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
84	その他	条例等で職員、市民などの行動を監督する統制ルール of 運用は、組織体制の見直し、幹部職員の徹底的な意識改革及び資質の向上を図ることが当然の要件である。	本市では特定の自治会問題の反省を踏まえ、幹部職員をはじめとする職員を対象とし、不当要求行為への対策研修を実施し、職員の意識改革を図っており、今後も継続的に実施していきます。
85	その他	地域のために活用されることを願って津市に提供した施設について、地元の了承を得ることなく特定業者に利用させる契約を結んだといった事案があったので、公正公平の観点から以下のような規定を追加して欲しい。 「行政が地域住民の意向を尋ねることもなく、勝手に地元提供の財産の権利を私企業に渡すような公正公平に欠ける行為は、発覚した場合、速やかに是正いたします。」	検討の結果、原案のとおりとさせていただきます。 【理由】 限定的な規定を本条例の中に書き連ねることは考えておりません。
86	その他	・相生町前自治会長からの不当要求があった時点で、それが地域住民からの要求であるか否かを確認すべきであった。 ・不当要求を受けた時点で、職員は、外部に相談するなどして毅然とした対応をするべきであった。 ・この事件を受けて、地域住民もバッシングを受けた。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

87	その他	津市政における自治会への関わりにおける問題点は、単位自治会及び連合会と津市行政が民主主義を逸脱した関係になっているため生じたものである。今回の自治会問題は、これらのことが表面化したことによって明らかになったのだから、市長、議員、職員は体質を改善しない限り、根本的な解決にならないと思う。市行政が自治会を手先として使いたいと考えていることに問題があると思っているので、自治会関連の補助金などを全廃し、その事業をすべて市の直営にすれば良いと思う。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
88	その他	条例に「職員の職務に関連した金銭・接待等の禁止」と「職員の公明正大なるサービスの励行」の2点も追加した方が良いと思う。	検討の結果、原案のとおりとさせていただきます。 【理由】 職員の禁止事項については、施行規則で規定します。また、公明正大なるサービスの励行については、条例案第3条において、「高い使命感及び倫理観を持ち、市民全体の利益を考えて、公正公平な職務を遂行する」と規定しています。
89	その他	この条例案は津市職員行動規範とかなりの部分で重複していると思うがどうか。	一部内容の重複はあるものの、津市職員行動規範は、法令である条例とは異なり、内規として位置付けられているので、その実効性において違いがあります。
90	その他	この条例案は市民からの不当要求行為等に対する津市職員の心得として作成してはどうか。不当要求行為等対応マニュアルを作成している自治体も数多くあるようである。	この条例案は、不当要求行為があった場合に職員が対応することの根拠となるものです。 また、条例案とは別に、職員に向けて不当要求行為対応マニュアルを作成しました。
91	その他	この条例案は、特定の自治会からの不当要求行為がきっかけで作成されたものと理解しているが、津市職員行動規範の実践こそが重要なポイントであると思う。特定の自治会が起こした不祥事のために、その他の自治会がどれだけ影響を受けているかを津市職員は知っているのか。ある課において、無理なお願いはしているつもりはないのに強い口調で忤度できないと言われたことがある。	本条例は、特定の者への行き過ぎた行為を防止し、全体の奉仕者として全ての市民に平等に接する公正公平な市政を目指し、ルール化しようとするものですのでご理解いただきますようお願いいたします。
92	その他	条文の中に規則で定めるという箇所が何箇所もあるので、規則の開示をお願いしたい。	施行規則で定める予定の内容は「条例制定の考え方」でお示ししています。 また、制定後は市ホームページなどでご覧いただけます。

93	その他	津市自治会問題に関する最終報告は、作成日と作成者が明記されているので、報告内容に自信と責任を持っていることが伝わるが、この条例案はいつ・誰が・何の目的で起草したのかが明記されていないので本気度がつかめない。 また、この条例案に記述されている内容は現存の規則を切り貼りしただけのように感じ、このような条例を制定しても対策になるとは思えない。すでに類似の規則があるならば、誰の、どこに、どの様な問題があったのかを明らかにしたうえで、その部分を改訂または追記すれば良いと思う。	津市自治会問題に関する最終報告を受け、その対応策の一つとして本条例を制定しようとしています。このことから、公正公平な市政の推進に向けて職員の向き合い方、市民等へのお願い等とともに、対応策について条例化しようとするものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。
94	その他	津市自治会問題に関する最終報告には、一連の事案に対する顕在化した問題点と課題が明確に指摘されているのだから、その原因究明と対策を立案し実行しなければならないと思うが、この条例案ではその対策がどこに記載されているのかがわからない。	一連の事案に対する対策等に係る具体的な規定などについては、施行規則において規定し、要望等の記録化や不当要求行為防止制度、公益通報制度の充実などを定めます。
95	その他	今回の問題は、組織及び職員の倫理観の欠如が招いたものであり、これらが常態化していたものと予測する。この条例案を活きたものにするには、他市の事例などを参考にするなどして、市行政のトップを含めた組織の健全化が必要であり、意識を改革することが重要である。このことについては懲罰の厳格化が効果的であると思うし、今回の処分については広報に部署と氏名及び懲戒内容くらいは載せても良いと思う。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
96	その他	市民一丸となって再発防止に向けた条例を策定する趣旨であることから、本条例を順守するために罰則規定を設けて欲しい。例えば、市議会議員と市職員との飲食が伴う供応接待はやむを得ない場合を除いて禁止とするなどの規定をしてはどうか。	検討の結果、原案のとおりとさせていただきます。 【理由】 職員と利害関係者との禁止行為については、施行規則において定めます。また、施行規則において定める禁止行為などに違反した場合は、懲戒処分などの措置を講じます。
97	その他	不当要求行為とは何かを具体的に示すマニュアルを別途作成し、条例の施行と同時にスタートさせること。また、不当要求行為を行った者には厳罰を与えることとし、特に市長や市議会議員等は、その場合において事実を公表し、自ら非を認め辞職しなければならないとすること。職員の場合においても、降格処分及びその後の昇任は一切認めないという責任を負わせなければならないとすること。	不当要求行為対策マニュアルは既に作成済みであり、条例施行に伴い改訂を加える予定です。また、不当要求行為を行った者に対しては、文書による警告や事実の公表などの措置を行うことを条例や施行規則に規定し、職員については、必要に応じて処分を行います。

98	その他	条例の運用にあたって、不当要求行為禁止の対象とする者は市長、副市長を初めとして例外を設けることなく、すべての市議会議員も含めることとし、県議会議員や国会議員も対象とするべきである。	不当要求行為については、何人も行ってはならないと規定しますので、そこに例外規定はありません。
99	その他	(仮称)市民監視倫理委員会を創設し、条例が将来にわたり継続し、実効性のあるものとして適切に実行されているか、市民に対し定期的に報告事項等の説明・公表及び意見等を聴きとる場を設けられることを提案する。委員については、広く一般公募されたい。	本条例の運用状況については、市民の方からのご意見もいただけるように年1回公表することを検討しています。
100	その他	コンプライアンス意識を確立するため、国家公務員倫理法などの法令を踏まえた研修会(インターネットラーニングコース)を全職員が受講することを義務化し、条例に規定してはどうか。また、市議会議員も同様に受講対象とし、県議会議員等においては強制力の伴わない任意の規定を設けてはどうか。	ご意見のような、コンプライアンス意識の確立や、不当要求行為への対応についての職員研修は既の実施しており、条例では個別の政策まで規定しません。また、市議会議員を対象とする研修については、津市議会としての取組みになります。
101	その他	職員の仕事の庶務細則を作ればいいだけなので、こんな条例は無駄だと考える。	本条例を制定することで、本市の姿勢を明確にしようと考えております。
102	その他	既に「津市職員等の公益通報に関する要綱」がありますが、この要綱を新たに規則として作成するのでしょうか。	津市職員等の公益通報に関する要綱については廃止し、同等の内容を本条例及び施行規則に規定することで運用していきます。
103	その他	補助金事業、委託業務については、各部署が連携して内容確認することを条例や規則で定めてほしい。	現行でも予算担当課や契約担当課がチェックしておりますが、特に補助金に関しては、今後さらなる審査体制の強化を行う予定です。
104	その他	内部統制室は、職員に対する不当要求行為等の防止が主な目的だが、市の補助事業に関する問題は調査していただけなのか。	内部統制室の所掌事務には公益通報に関する事務がありますが、これは職員等が本市の事務事業に違法又は不当な事実があると思料したときに通報する制度ですので、市の補助事業を調査することはできかねますが、内部統制室の業務とは別に、各課等において、市の補助金審査体制の強化に取り組む予定です。
105	その他	補助金・助成金・業務委託について、特定の者が都合のいいように不正を働かないように制度を再検討してほしい。	現行でも予算担当課や契約担当課がチェックしておりますが、特に補助金に関しては、今後さらなる審査体制の強化を行う予定です。
106	その他	条例案の内容はこれでよいが、施行規則については時間をかけて様々な意見を取り入れ、中身の濃いものにしてほしい。	施行規則で定める予定の内容については既にお示ししましたが、いただいたご意見を参考に検討し、修正を加えていきます。

107	その他	条例制定に至った背景について明記する必要があることから、条例制定の考え方についての経緯が書かれている説明文を前文として条例に書くべきである。	検討の結果、原案のとおりとさせていただきます。 【理由】 条例の制定理由などについては、市議会に提出する議案に明記することになります。
108	その他	特定の個人ないし団体から不当要求行為があった場合に、毎月の件数と概要を市民に公表することを規定するべきである。	不当要求行為があった場合の対応として、行為者の氏名等を公表することを検討しておりますが、現状、不当要求行為は発生件数が極めて少ないため、毎月の発生件数を公表することは想定していません。また、年1回、本条例の運用状況を公表することを検討しております。
109	その他	今回の事件をみて、津市にはまだ同和問題が残っており、職員に対して人権啓発研修をする必要があると思った。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。